

(高橋人口動向研究部長退席)

○ 宮島部会長

年金部会を開始するに当たって、事務局に、初めに、きちんと勉強したいという注文をつけました。まず人口推計、次は経済状況の見通し、もう一つは労働のことでもございました。労働の方は少し時間がかかるということでもございますが、今日は、人口推計ほどパースペクティブは長いものでもございませんが、議題2といたしまして、「構造改革と経済財政の中期展望」につきまして、これから少し議論をしたいと思っております。これは閣議決定されております構造改革と経済財政の中期展望と、経済財政諮問会議におきまして、この審議について、参考資料として内閣府が作成された試算でございます。今日はこれを事務局からご説明いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○ 福井総務課長

座って恐縮でございます。ただいま部会長からお話ございました資料5の「構造改革と経済財政の中期展望」、それから、参考資料ということでの資料6、これにつきまして、私の方から簡単にご説明をさせていただきます。

資料5はいわゆる中期展望と呼ばれているものでございますけれども、去る1月25日に閣議決定をいたしております。ページを追いましてポイントを若干ご説明をさせていただきますと思います。

目次がございまして、その後、「はじめに」とございまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。下から二つ目のパラグラフでございますけれども、「改革と展望」の対象期間は2002年度～2006年度の5カ年とする。これが対象期間とされております。

それから、4ページをご覧いただきたいと思っております。これは現状認識ということになりますが、1. といたしまして、4ページの表題に「日本の経済社会についての現状認識」と出ております。(1)の二つ目のパラグラフ、2行目でございますが、「急速な少子化・高齢化等による社会保障制度の持続可能性への不安などが消費や投資を抑制し、民間需要を低迷させてきた。」、このようにされております。

それから、7ページでございますが、「2. 中期的に実現を目指す経済社会の姿」でございますけれども、7ページ、8ページ、9ページと渡りまして各々関連することが書かれているわけでもございますが、14ページをご覧いただきたいと思っております。「3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方」ということでもございまして、16ページ、一番上のパラグラフでございますが、「(生涯現役社会、男女共同参画社会の構築)」ということでもございまして、1行目に、「年齢や性別にかかわらず能力に応じて働ける社会を構築していく。」

ということが書かれております。

それから、4行目の後の方でございますが、「女性の就業意欲を阻害しないよう、社会保険制度等を見直す。」といったことが書かれております。

それから、そのパラグラフの下から3行目一番最後でございますが、「更に、子どもを産み育てやすい環境を整備し、少子化の流れを変えるため、積極的な対応策を社会全体で進める。」とされているところでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。2番目のパラグラフ、小見出しで「(国民負担の在り方)」と書いてあるところでございますけれども、その2行目、「将来にわたって持続可能な社会保障制度の構築や地方の自立など真に必要な行政サービスのために、今後必要となる財源をどのように確保していくのか、構造改革の進展などを踏まえつつ検討を行う。」。

その下でございますが、「(21世紀にふさわしい税制)」ということでございます。1行目から、2行目にかけて、「持続可能な財政の確立に向けて」、その後、幾つか観点が書いてございますが、「少子化・高齢化という観点」も含めて、4行目でございますが、「税制改革を行っていく必要がある。」とされているところでございます。

社会保障について具体的に書かれておりますのは21ページでございます。「(5) 持続可能な社会保障制度」ということで、柱書き的に書いてございまして、最初の小見出しが「(社会保障の総合化)」ということでございます。

それから、医療の関係を一つ飛ばしまして、「(持続可能な年金制度の構築)」ということでございます。これは昨年6月のいわゆる骨太方針の方がもう少し詳しく書いてあったかと思いますが、いわゆる骨太方針をコンパクトにまとめたものでございます。「年金制度については、今後とも給付と負担の均衡を図りながら、持続可能な制度に向けて、国民の信頼を高めていくことが重要である。」という柱書きのもとに、以下、一つは、「特に若い世代の理解を深める取組みが不可欠」ということが書いてございます。2番目でございますが、「国民年金の未納未加入問題について厳正な適用と保険料徴収の推進など徹底的な対策に早急に取り組む必要がある。」ということでございます。3番目でございますが、「就労形態の多様化・個人のライフスタイルの多様化等に対応した制度設計の見直し、勤労収入等のある高齢者に対する年金給付の在り方を見直し、世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し、年金保険料引上げの早期凍結解除、平成12年度改正法附則（『当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする』と規定。）への対応、年金積立金の在り方のほか、将来に向けて持続可能な制

度を構築するための具体的な方策について、議論を深めていく必要がある。」ということで結ばれております。

以上、閣議決定をいたしました中期展望の内容をかいつまんでご説明申し上げます。

それから、資料6をご覧くださいと思います。申し上げましたように、参考資料という位置付けでございまして、1月16日の前回の年金部会の2日後でございしますが、1月18日に経済財政諮問会議へ内閣府が作成して提出をいたしました資料でございします。

この表紙のところに文章が出ておりますが、その3行目、「閣議決定の対象となるものではない。」、こういう位置付けのものでございします。この「試算の性格及び前提」ということで、1ページでございしますけれども、2の「試算の主要な前提」ということでございしますが、「改革と展望」の考え方の下で、以下の種々の前提を置いて行ったということですが、具体的には2ページをご覧くださいと思います。

「② 社会保障費」と書いてございします。年金のところをご覧くださいと思いますが、年金につきましては、2002年度（平成14年度）につきまして物価スライドは凍結をするという前提でつくられております。2003年度以降（平成15年度）は法律に準じるということございまして、来年度については特例法案を今国会に提出をいたしてございまして、これからご審議を賜るということございしますが、この試算の前提としては、2003年度以降は法律に準じるということございします。

それから保険料でございしますが、1999年（平成11年）の財政再計算による保険料率の見通しを前提にしているということございします。

以下、国庫負担割合が1/3 ケースの厚生年金の保険料率、国庫負担1/2 ケースの厚生年金の保険料率、これは月収ベースのパーセンテージでございしますけれども、こういった数字を前提にしているということございします。

もう一つ、年金のところの一番下の「・」でございしますが、「国庫負担割合1/2 ケースでは、安定的な財源を確保すること（増税）を前提」にしているということございします。ただ、これは内閣府におきまして責任を持って作成をしたものでございまして、この増税の中身というのは一体何かということについては、私どもは承知をいたしておりません。

そこで数値をご覧くださいと思いますが、3ページが国庫負担割合1/3 の場合ということございします。5ページにマクロ経済の姿ということで、上の表でございしますけれども、実質成長率、名目成長率、一つ置きまして物価上昇率という数字になっておりますが、2003年度が実質成長率0.6、2004年度が1.5、2005年度が1.5 ということございします。名目の成長率は各々0.6、2.3、2.5 ということございまして、物価上昇率は当然

のことですが、0.0、0.8、1.0、こういう数字になっております。

それから、1ページおめくりをいただきまして6ページでございます。後ほど1/2の数字と比較をしていただくということになるわけでございますけれども、上の表でございますが、国の一般会計の姿、上が歳出でございますが、歳出の中の一般歳出、その中の社会保障関係費というところでございますけれども、2004年度が19.6兆程度ということで、対前年度比：0.7兆のプラス、2005年度が同様に20.3兆程度ということで、0.7兆円のプラス、2006年度がプラス0.6兆ということでございます。

歳入の税収のところをご覧いただきたいわけでございますが、2004年度は前年度対比で1.3兆の増収、2005年度は同様に1.4兆の増収となっております。

それから、国庫負担1/2のケースの場合でございますが、11ページをご覧いただきたいと思っております。1/3のケースの場合と比較をしていただくということですが、マクロ経済の姿、実質成長率、名目成長率、物価上昇率ということでございますと、先ほど申し上げました年度で、2003年度が0.6、1.5、1.5、名目成長率が0.6、2.6、2.7、物価上昇率が0.0、1.1、1.2となっております。

最後の12ページをご覧いただきたいのですが、これが国庫負担1/2の場合の歳出、あるいは歳入、税収の関係ということになるわけですが、社会保障関係費のところでございますけれども、2004年度は20.8兆で、対前年度比1.9兆円程度の増ということでございますし、2005年度は対前年度で2.0兆円程度の増ということで22兆8,000億となっております。

それから、税収の方でございますが、2004年度は48.8兆ということで対前年度2.4兆程度の増。2005年度は51.5兆程度ということで対前年度2.7兆程度の増ということになっているところでございます。

以上、簡単でございますが、中期展望の関係、あるいはその関係の参考資料についてご説明を申し上げます。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ご説明いただきましたように、これはまさに中期ですので、先ほどの人口の将来推計とは随分パースペクティブは違っておりますので、もちろんあわせて考えるというのはなかなか簡単ではございません。今日ご説明いただいたのが内閣府の方ではないので、質問しても的確にお答えいただけるかどうか、私にはよくわからないのですが、例えば先ほど説明のあった新しい人口推計はこの中にはまだ考慮されていないというふうに解釈してよろしいですか。

○ 福井総務課長

この中期展望の試算につきましては、あるいは文章編もそうでございますけれども、先ほどご説明がございました新人口推計につきましては織り込まれておりません。

○ 宮島部会長

すいません、私、勝手に初めに質問させていただいて。多少テクニカルな内容でございますけれども、別にこの中身でなくても、いわゆるマクロ的な経済推計など、将来をどのように考えるかということもあると思いますし、何かご質問ございますでしょうか。

逆に、これは厚生労働省では、以前は行ったと思いますが、独自の将来の推計、いわゆる長期推計というものは今後作成するつもりはございますでしょうか。

○ 福井総務課長

厚生労働省として、今回の推計につきましてはかかわっていないわけですが、今、部会長お話の長期の推計ということでありますとすれば、これはまさに年金の分野におきまして、今後制度をどうしていくか、財政をどうしていくかということに当たりまして、重要なベースになる推計ということになりますので、これはご承知のとおり、5年ごとに財政再計算のいろいろな前提という形でもってやらさせていただいておりますので、すぐに、ということではございませんが、今後の審議の過程の中で経済的な前提も含めまして数字を出させていただいてご議論に供したいと思っております。

○ 神代部会長代理

今の資料6の基礎年金の国庫負担割合1/2のケースと現状の1/3のケースと比較した場合に、税負担というのですか、何で取るかは別として、要するに財源を税金で補てんをしなければいけないわけですね。それは幾らぐらいでしたか、差額は。

○ 坂本数理課長

数理課長でございます。恐れ入ります、これは内閣府作成の資料でございますので、多分に想像が入るところでございますけれども、2004年度から国庫負担を上げるという前提になっているのではないかと考えられるところがございます。社会保障関係費のところ、2004年度から、この1/2と1/3のケースで差が出ております。これがおそらく1/2に引き上げたことによる必要となる、より多くの税額ということではないかと考えられるところがございます。例えば2004年度では20.8兆円に対しまして、1/3の場合には19.6兆円でございますので、1.2兆円の増となっていると。これが恐らくそれに相当する額ではないかと考えられるところがございます。

○ 吉武審議官

国庫負担1/2は11年度ベースで私ども計算をしておりますが、11年度ベースで申し上げ

ますと、現行の1/3 から1/2 への引上げに要する所要額は2兆5,000 億というオーダーです。

○ 宮島部会長

ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

○ 若杉委員

この中期展望の中で年金について書かれていることは、みんなできるだけ働いて、年金を余り頼りにするなということが書いてあるわけで、この間、政府が出してくるいろいろな社会保障大綱とかは、みんなもっと働けということが書いてあるわけですね。それはどうしてかといいますと、年金に限らず社会保障はそうだと思うのですが、基本的には所得の再分配を行っているわけですね。公的年金であれば、基本的には賦課方式で現役世代から老齢世代への所得分配。それから、企業年金や個人年金であれば積立方式の部分は個人が現役の世代から老後の世代へと自分の所得を再分配しているわけですね。そういうことですから、基本的に再分配ということで、労働の所得が十分になれば再分配できないということですね。

ですから、豊かな社会でなければ、つまり所得が毎日を食べるのに精いっぱいぐらいの所得しかないようなところでは一生働いてなければいけないわけですが、豊かな生産性の高い経済であれば、所得がもっと得られるので、ほかの人のためや将来の人のためにとっておけるということが一つあるわけですね。もう一つは、積立方式で蓄えておく間に資本に投資をして、それを産業に役立てて増やしてもらうという、二つの面があるわけで、いずれにしろ、経済が豊かでなければ、つまり生産性が高くなければ年金はできないわけですし、また社会保障も基本的には同じ性格持っているわけですね。

ですから、そういう意味で言いますと、今のように思いがけず経済が低迷してきて生産性が下がってくれば、社会保障とか年金は当然今までよりずっと貧しくならざるを得ないわけですね。今、政府が出しているいろんな改革案というのは、基本的にはずっと生産性の落ちた、効率性の落ちた経済を前提として、もっとみんな我慢しろ、働ける人はみんな働け、年取ってもできるだけ働け、女性も子どもがあっても家庭があっても働け。それから、障害のある人なんかもバリアフリーにするから働けということを行っているわけで、これは必ずしも社会保障としては進歩とは言えない面もあるわけですね。もちろん働くことをどういうふうに意義づけるかということはまた別問題がありますから、そういうこととの兼ね合いもありますが、今の社会保障の改革の方向を見てみると、余りにも貧しく、突然貧しくなってしまった日本の経済を前提として、社会保障がシュリンクしているとい

うことがあるわけで、これから我々は、そういうものを前提として年金の問題や社会保障のことを考えていくのか、ということがあります。

あるいは同時に、もっと社会というか、生産性の落ちた企業社会を再生させるということとどこか視野に置かなければいけないのではないかとということもあるわけですが、この年金部会でも、少しその辺、長期的な展望で、この中期展望は5年とかそのくらいですけど、もうちょっと経済を再生するという、そういう視点も入れていかないと、より豊かな社会保障というのが我々の希望なわけですから、そういうものに答えられないのではないかと思いますので、ぜひ、その辺を議論に入れていただけないかというお願いです。

○ 杉山委員

すいません、先ほどの人口部会のご説明があったときに言った方がよかったのか、ちょっと躊躇してしまったのですけれども、少子化がこんなに進んだということで、1998年に「少子化への対応を考える有識者会議」という会議がありまして、そちらの方の委員もやらせていただいて、あちらの今井先生も一緒にいろいろと少子化についても考えてきた経緯から発言させていただければと思っております。有識者会議では、最終的に提言を出させていただいて、「家庭に夢を分科会」ということで、若い夫婦が子どもを産み育てていくためにはどういったふうになったらいいだろうかというようなことも議論したり、「働き方分科会」の方では、仕事と家庭の両立についてもいろいろと本当に議論を重ねまして、提言の方では、こういったことをやっていけば、少しは少子化の問題も解決するし、若い世代も産み育てていこうよ、というふうに思えるような社会になれるのではないのかというようなことをずっと話してきました。

それが98年で、今、2002年ですよ。なのに全然数字が上がってこないというのは、ご関係の方々にはには、申し訳ないかもしれませんが、正直申し上げて、余りやってくれないのではないのかという気持ちがあります。先ほど、もう少し少子化のことを考えてみたらという意見もあったと思うんですけれども、年金部会として、出された今の状況に対して、さあ、どうしよう、年金を使って何かできないかどうかというのももちろん大切なことではありますが、その前に、少子化についての全体を見渡した議論があってからではないかと思っております。少子化もこんなに進んでいるし、経済もこんな中で、不安感を感じない方が、むしろおかしいのではないのでしょうか。若い世代には、元気なんだから働いて、子供も産んで、さらに年金も納めろということかと、ますます不安を募らせる、という悪循環ではなく、安心して子供も産んでいいんだよ、将来の年金だって大丈夫だよというメッセージが伝わるような、そんな話し合いができればなと、思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 岡本委員

若杉委員がおっしゃったように、私は、基本的に、議論として、社会保障制度で夢のある議論をするのはいいと思うのですが、この社会保障制度というのは基本的にはお金の要る問題でもありますし、そういう意味では、これまでの日本の社会保障制度の議論というのは、やはり高度成長であり、人口が増え、いろんな意味で、経済財政というような基盤が大きくなるという中で、戦後の荒廃から改革の議論、改定の議論というのはいい議論ができたわけですが、これからは客観的に見て、先ほど部会長がおっしゃったように、どのように人口を見、どのように経済を見るかという、その辺があるわけですが、やはり厳しいという状況は人口推計からも認識されますし、それから、経済の状況についても、かつてのような高度成長というのは大変難しい状況であるというのはグローバルイゼーションの中で理解できるわけですから、そういう意味で、夢を持ちながら、現実のいろんな諸条件というものを勘案して、時代に合った厳しい議論も私はしなければならぬと。だから夢ある議論と同時に、厳しい実態があれば、厳しい議論をしながら、若い人に、あるいは国民全体に理解できるような、持続可能な制度の議論をするということも必要かなと。あえて反対の考えではありませんが、ちょっと申し上げたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。もう既に、実質的に次の議題に少し入っておりますので、一応今の中期展望の話は終わらせていただいて、実はこの中身を議論してもらうことは必ずしも私の目的ではございませんで、むしろ私がこういうことをお願いいたしましたのは、年金制度を議論する上で、もちろん従来人口推計というのは非常に重要な役割を担っていたということは確かでございますが、しかし、いずれにしても、今後例えば基礎率などを定めますときに、経済財政に関する議論、積極的に議論できないにしても、少なくとも評価能力をある程度持つておかなければいけないということもあります。それから、おそらく今、山崎委員、若杉委員、杉山委員、ほかの委員それぞれからお話ございましたように、私としては、今後この年金部会を議論していく上で、人口推計も当然でございますけれども、経済、財政、労働、税制、さらに企業経営といった、いわゆる年金制度の重要な議論におさまらないことは覚悟しておりますけれども、少し全体をよく見ていく。その中で、もちろんお互いの政策の整合性でありますとか、これは従来は全く外から与えられたものとして考えざるを得なかったものを、場合によっては、これは政策論として議論でき

るのかどうか、そういうことも含めて、なるべく幅の広い議論を今後していきたいと思っております。

折に触れて、先ほど申しましたように、これから労働についても、私一度説明してほしいと思います。それから、社会保障、税制の議論も一回やりたいと思っておりますし、企業経営などについてもご議論いただくことがあると思いますので、今後実質的な審議の中で勉強を少し深める部分も取り入れながら、今後視野を広げて年金の議論をしていきたいと考えております。

このことも含めまして、実は次の議論が、これは前々からお約束になっておりました今後の議論の進め方ということをございまして、若干これはスケジュールの問題と、もう一つは、どういうことを論点として、今後議論をしていくか、論点整理を今後どういう形で行っていくかということをございまして、これにつきましては、神代先生とも、私、直接ではございませんが、とりあえずこんな形でどうであろうかということをお話いたしましたして、それを事務局に伝えて、今日、当面の議論の進め方（たたき台）として、本日、私の方からとりあえず提出させていただきました。ただし、これはあくまでもたたき台でございまして、加わるものも減らすものも何もないという名ぜりふには多分ならないだろうと思いますので、これから、皆様方にさらに論点をつけ加えていただくことが重要であろうかと思っております。それでは資料7につきまして、これも総務課長から説明をしていただきたいと思っております。

○ 福井総務課長

資料7をご説明させていただきます。「年金部会における当面の議論の進め方（たたき台）」、部会長、部会長代理ともご相談をさせていただいたものでございまして、「Ⅰ」でございまして、「年金制度の現状とこれまでの様々な動き」ということで、これは検討項目のところ、書かさせていただいているとおりでございまして、前回、1月16日の日でございまして、女性と年金検討会報告書などにつきましての報告を含め、既にご議論をいただいたものでございまして。

「Ⅱ」のところではございまして、「年金制度と将来の我が国の経済社会」ということでございまして、ただいま、人口推計という切り口で、ご議論を賜ったのかと思っております。改めて申し上げるまでもないわけでありまして、年金制度は、「我が国の経済社会」という大きなシステムのサブシステムであり、それをどのように考えるかということ、将来の経済社会をどのように見通すかということが重要であり、新人口推計等の説明を受けるとともに年金制度と少子化対策との関連もご議論をいただくということでございまして。

「なお」と書いてございますが、人口推計との関係の問題につきましては、この「少子化問題についての幅広い検討の状況も見ながら」と書いてございますが、実はこの点につきましては、今月の3月27日に立ち上がる予定でございますけれども、厚生労働大臣の主催いたします外部有識者からなります「少子化社会を考える懇談会」、これが今月27日の日に設置されるということでございます。要は我が国の経済社会全体の在り方につきまして、少子化の影響や要因の分析、少子化対策の拡充策、あるいは労働分野での対応も含めまして、1年程度をかけて報告を取りまとめるということで聞いております。また、必要に応じて、中間的な取りまとめも行うこととされているわけでございますが、事務局といたしましては、この部会におきまして、この検討状況も見ながら、引き続きこの点についてご議論をいただいております。

「Ⅲ 年金制度の役割と財政方式等」というところでございます。国民のセーフティネットとしての公的年金制度が求められる役割を将来に向けて果たし続けるということのためにはどういった在り方がいいのかということでございまして、制度における給付と負担の関係、あるいは様々な財政方式、財源といったことの在り方を踏まえてご議論をいただいたらどうかと思っております。

その場合に、少子高齢化の進行や低経済成長の下での年金制度の改革は先進諸国にほぼ共通したテーマでございまして、様々な対応がなされているわけでございます。スウェーデン他、諸外国の年金改革の潮流を概観いたしまして、そういったことのねらい、共通点等を把握いたしまして、我が国における議論の参考にしていただいたらどうかと思っております。

右側に検討項目の例ということで掲げさせていただいております。「①国民のセーフティネットとしての役割」は、公的年金制度の役割、本質的な意義というのは何なのかということでございます。

「将来に向けた公的年金の給付と負担の関係」を「②」ということで掲げさせていただいておりますが、これに関連いたしましては、前回（11年）の財政再計算に今回の新しい人口推計、出生率が落ちている、寿命が延びている、こういうご説明が今日あったわけでございますが、今回の新しい人口推計の数値で置き換えました試算を次回、遅くとも次回には提出をさせていただきますのでご議論に供したいと思っております。

「③」でございますが、「①」の公的年金制度の役割、本質的な意義、あるいは給付と負担の関係といったものもあるわけでございますけれども、この制度の役割にふさわしい財政方式なり財源ということで、従来から言われているわけでございますが、賦課方式と積

立方式、確定給付と確定拠出、社会保険料と税といったようなことでの議論を賜ればと思っています。

「④」は「公私の年金制度」でございます。

それから、その次の「・」でございますが、先ほど先進諸国と申し上げましたが、スウェーデン、アメリカ、ドイツ、イギリス、既に改革が行われたところ、あるいは検討途上のところもあるわけでございますけれども、こういった諸外国各国につきまして、これも資料を提出させていただいてご議論に供したいと思っております。

このⅢの年金制度の役割と財政方式等につきましては、2回ぐらい時間をとってご議論をいただいたらと思っております。現在各委員、ご日程を調整をさせていただいておりますが、このⅢのところ、4月に1回、連休明け5月に1回というようなことを現時点では念頭に置いております。

1ページおめくりをいただきまして、Ⅳの「年金制度とその財源」というところがございます。年金制度と税制というのは密接な関連を有しているわけございまして、年金財政の安定、将来に向けての保険料負担の見通し、あるいは世代間・世代内の公平といった観点から、一つは年金の財源としての税制、もう一つは年金そのものに対する税制等につきまして、経済財政諮問会議等と書いてございますが、今伺っているところ、あるいは報道されているところによりますと、経済財政諮問会議も政府税制調査会もこの6月に税制の基本的な方針を取りまとめるということで聞いているわけございまして、諮問会議、政府税調の状況を見ながらご議論を賜ればと思っております。

年金の財源としての税制ということで申し上げれば、直接関係いたしますのは、すぐその一つ後の「・」ですが、基礎年金国庫負担割合引上げのため、法律では「安定した財源」と書かれているわけございまして、1/3 から1/2 に引き上げるための財源。すぐ上になりますが、年金に対する税制ということで申し上げれば、例えば公的年金等控除があるということでございまして、こういったものをどう考えるのか。あるいは理論的な考え方の整理といたしまして、公的年金に税財源を一部充てることの方等ということがあろうかと思っております。

「Ⅴ」でございますけれども、「総論的な議論について整理」ということございまして、Ⅰ～Ⅳの議論等を踏まえまして、総論的な論点につきまして、議論の整理をいただいたらどうかと思っております。時期といたしましては、本年の9月ないし10月と、私ども事務局としては考えているわけございまして、今後長丁場の議論ということになるわけございまして、やはり節目をつくりまして、ご議論の成果を整理をしていただいて、世

の中にオープンに発信をしていくということもこの年金部会の重要な役割の一つではないかと考えているところでございます。

「Ⅵ」でございますけれども、「具体的な制度設計上の論点（各論）についての検討」ということでございまして、「Ⅴ」の整理を踏まえて、具体的な制度設計上の論点について、優先順位をつけまして、将来に向けた給付と負担の基本骨格に関わる論点などを先行いたしまして、各論点についてひとあたりご議論をいただいております。

右側の例のところを書いてございますが、給付につきましては、当然モデル年金の考え方を含みますが、給付水準、特例的なスライド停止による財政影響への対応、スライド制そのものの在り方。負担ということでは、保険料の引上げは凍結をされているわけですが、凍結解除も含めまして、保険料の負担の水準、最終保険料の水準、各々国年、厚年、第3号被保険者制度に係る保険料負担の在り方。支え手を増やす取組。女性と年金に関わるいろいろな論点。次のページになりますが、少子化問題についての幅広い検討を踏まえた対応。財政再計算の在り方、経済的前提も含めます財政再計算の在り方。あるいは特殊法人改革との関係における年金積立金の運用の在り方等々。企業年金と私的年金に関する諸課題があるわけでございますし、それから保険料収納対策といったようなことで、年金現業業務の関係、その他ということもあるわけでございます。以上、これは例でございます。

ちょっと前のページにお戻りをいただきまして恐縮でございますが、真ん中の欄ですが、年金制度についてのご議論ということでございまして、既にいろいろと議論が出ているわけですが、例えば短時間労働者等に対する厚生年金の適用の問題、雇用と年金に関する論点があるわけございまして、これにつきまして、私ども厚生労働省の年金局に、別途学者・研究者によります研究会、仮称でございますが「雇用と年金研究会」といったものを設けまして、専門的なご研究をいただきまして、当部会におけるご議論に供し、活かしていただくということにはどうかと考えております。この「Ⅵ」のところにつきましては、本年秋以降と考えております。

それから3ページでございますが、「Ⅶ」のところでございます。「Ⅵ」の総論・各論の議論に並行いたしまして、当然のことながら、当部会にもご相談、あるいは当部会におけるご議論も参考にさせていただきながら、役所といたしまして選択肢を提示しながら有識者調査を実施し、また、当部会の各委員のご協力も得ながら、シンポジウム、公聴会なども実施して、広く国民の意見をいただく手続を踏んでまいりたいと考えております。

それから、「Ⅷ」でございますけれども、「総論・各論にわたる議論の整理」ということ